

# 患者様・ご家族様へ

## 《高額療養費制度のお知らせ》

「限度額適用認定証・食事療養標準負担限度額認定証」のお手続きをお勧めします。  
窓口で支払う医療費負担が軽くなる場合があります。

※医療費、所得などによって負担軽減にならない場合もございます。ご了承ください。

健康保険にご加入されているすべての方が申請可能です。

申請後発行された認定証を病院受付窓口にご提示頂くと医療費の負担額を国で定める基準により減額します<sup>表1,2</sup>。  
また、一定の区分に該当する方はお食事代の負担額についても減額の対象となります<sup>表3</sup>。

**表1 医療費負担額<70歳未満の方>**

適用区分	対象者	自己負担限度額(月額)	多数該当 <sup>※1</sup>
区分 ア	年収 約 1,160 万円 ~	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
区分 イ	年収 約 770 万円 ~ 約 1,160 万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
区分 ウ	年収 約 370 万円 ~ 約 770 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
区分 エ	年収 ~ 約 370 万円	57,600 円	44,400 円
区分 オ	市区町村民税の非課税の方 など	35,400 円	24,600 円

**表2 医療費負担額<70歳以上の方>**

適用区分	対象者 <sup>※1</sup>	自己負担限度額(月額)	多数該当 <sup>※1</sup>
現役並み所得	年収 約 370 万円 ~	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
一般		57,600 円	
区分 II	市区町村民税の非課税の方 など	24,600 円	
区分 I	扶養親族含め所得がない方	15,000 円	

※1 当病院において1年間(直近12カ月)で3回以上高額療養費の支給を受けた方が対象の医療費負担額です。  
また、病院では世帯合算の対応が行えませんので、加入の健康保険窓口にて対応をお願いいたします。

**表3 お食事代の負担額**

対象者	1食の金額	
一般	360 円 <sup>注</sup>	
区分 II / オ	入院期間 90 日以内	210 円
	入院期間 90 日超 <sup>※2</sup>	160 円
区分 I	100 円	

注)法改正により平成28年4月から一般の方のお食事代が260円から360円に変更となりました。

※2 1年間(直近12カ月)の入院日数が90日を超える場合が対象となり、改めて申請手続きが必要です。  
申請後認定証が発行されますので、病院窓口への提示を忘れずをお願いいたします。  
申請した月の翌月1日からお食事代が減額となります。

## 《手続きに関するお知らせ》

- お手続きは ご本人様又はご家族様 をお願いいたします。
- ご入院された月内に申請手続きをお済ませ頂くようお願いいたします。  
翌月申請の場合は、入院月の医療費についてはご本人により各保険者での償還払い手続きをして頂く場合があります。

	<国保>	<社保>
保険種類	国民健康保険 職域国民健康保険 後期高齢者医療保険	組合健康保険 共済組合健康保険 全国健康保険協会
申請場所	国民健康保険・後期高齢者医療保険 ⇒各市町村役所の担当窓口 ※担当課は市町村で異なります。 各市町村役所にてご確認ください。  職域国民健康保険 ⇒各国保組合	各保険組合 各共済組合 協会けんぽ都道府県支部  ※通常、勤務先の総務課で代行申請が可能 可能です。一度ご確認ください。
申請に必要なもの	①健康保険証 ②印鑑	

申請手続き後、「限度額適用認定証・食事療養標準負担限度額認定証」が発行されます。  
お手元に届きましたら、病院受付窓口に早目のご提示をお願いいたします。  
高額療養費制度の適用は、認定証の確認後より開始となります。ご了承ください。

ご不明な点がございましたら、病院受付又は各病棟の事務にお尋ねください。

その他、医療費についてご心配事ございましたら、患者サポートセンターのソーシャルワーカーにご相談ください。

医療法人財団東京勤労者医療会

**東葛病院**

TEL:04-7159-1011(代表)